



平成 22 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 郷 鉄 工 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 橋 昇
(コード番号 6397 名証・大証 第2部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 若 山 浩 人
(TEL. 0584-22-1122)

特別利益及び特別損失の発生に関するお知らせ

平成 23 年 3 月 期 第 1 四 半 期 (平 成 22 年 4 月 1 日 ~ 平 成 22 年 6 月 30 日) に お き ま し て、下 記 の と お り 特 別 利 益 及 び 特 別 損 失 が 発 生 いた し ま す の で お 知 ら せ し ま す。

記

1. 特別利益及び特別損失の発生及びその内容

(1) 休業実施に伴う特別利益及び特別損失の計上

当社は、平成 21 年 4 月 より 生 産 調 整 に と も な う 雇 用 維 持 の た め 一 部 休 業 を 実 施 し て お り ま す が、そ れ に 伴 う 費 用 と し て 雇 用 調 整 支 出 金 14,857 千 円 を 特 別 損 失 に 計 上 いた し ま す。

な お、同 時 に 雇 用 調 整 助 成 金 制 度 の 申 請 に よ り 補 助 金 収 入 と し て 9,260 千 円 を 特 別 利 益 に 計 上 いた し ま す。

(2) 資産除去債務会計基準の適用に伴う特別損失の計上

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日) 及 び 「資 産 除 去 債 務 に 関 す る 会 計 基 準 の 適 用 指 針」(企 業 会 計 基 準 適 用 指 針 第 21 号 平 成 20 年 3 月 31 日) の 適 用 に 伴 い、期 首 時 点 で 発 生 す る 影 響 額 56,726 千 円 を 特 別 損 失 に 計 上 いた し ま す。

こ れ は、当 社 工 場 に お い て 使 用 さ れ て い る ス レ ー ト (ア ス ベ ス ト 含 有) の 除 去 費 用 の 見 積 額 を 計 上 し た も の で あ り ま す。

(3) 退職給付制度の移行に伴う特別損失の計上

当 社 は、平 成 22 年 10 月 1 日 付 け で 適 格 退 職 年 金 制 度 を 廃 止 し、退 職 給 付 制 度 の 一 部 を 確 定 拠 出 年 金 制 度 へ 移 行 す る こ と と いた し ま し た。

こ れ に と も な っ て、「退 職 給 付 制 度 間 の 移 行 等 に 関 す る 会 計 処 理」(企 業 会 計 基 準 適 用 指 針 第 1 号) を 適 用 し、会 計 基 準 変 更 時 差 異 の 未 処 理 額 の う ち 終 了 部 分 に 対 応 す る 金 額 の 見 積 り に よ る 概 算 額 33,589 千 円 を 特 別 損 失 に 計 上 いた し ま す。

2. 今後の見通し

平 成 23 年 3 月 期 通 期 業 績 予 想 に つ き ま し て は、本 日 付 公 表 の 「業 績 予 想 に 関 す る お 知 ら せ」 を ご 覧 下 さ い。

以 上